

(転得者に対する詐害行為取消請求)

第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限る。その転得者に対して、詐害行為取消請求をすることができる。

- 一 その転得者が受益者から転得した者である場合、その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知らなかったとき。
- 二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合、その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知らなかったとき。

第二目 詐害行為取消請求の行使の方法等

(財産の返還又は価額の償還の請求)

第四百二十四条の六 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消とともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

2 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消とともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

(被告及び訴訟告知)
第四百二十四条の七 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。

- 一 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者
 - 二 債権者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その詐害行為取消請求の相手方である転得者
- 2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

(詐害行為の取消しの範囲)

第四百二十四条の八 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。

2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

(債権者への支払又は引渡し)

第四百二十四条の九 債権者は、第四百二十四条の六第一項前段又は第二項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は財産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してその支払又は引渡しを求ることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをすることを要しない。

2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

第三目 詐害行為取消請求の行使の効果

第四百二十五条 次のように改める。

第四百二十五条 (認容判決の効力が及ぶ者の範囲)
詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してその効力を有する。

第四百二十五条の次に次の三條及び目名を加える。
(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

第四百二十五条の二 債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

(受益者の債権の回復)

第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債権者に対する債権は、これによって原状に復する。

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

- 一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合、その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、同条の規定により生ずべき受益者の債権者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権
- 二 前条に規定する行為が取り消された場合(第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く)その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、前条の規定により回復すべき受益者の債権者に対する債権

第四目 詐害行為取消請求の期間の制限

第四百二十六条 次のように改める。

第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知らずして行為をしたことを債権者が知った時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。

第四百二十八条 次のように改める。

(不可分債権)

第四百二十八条 次款(連帯債権)の規定(第四百三十三条及び第四百三十五条の規定を除く)は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて準用する。

第四百二十九条の見出しを「不可分債権者の一人との間の更改又は免除」に改め、同条第一項中「分与される」を「分与されるべき」に改め、同条第二項を削る。

第四百三十条を次のように改める。

(不可分債務)

第四百三十条 第四款(連帯債務)の規定(第四百四十条の規定を除く)は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準用する。

第四百四十六條第三項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第四百四十八条の見出しを「保証人の負担と主たる債務の目的又は態様」に改め、同条に次の一項を加える。

2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであつても、保証人の負担は加重されない。

第四百五十七條第一項中「中斷」を「完成猶予及び更新」に改め、同条第二項中「の債権による相殺」を「が主張することができる抗弁」に改め、同条に次の一項を加える。

3 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によつて主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、保証人は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第四百五十八条を次のように改める。

(連帯保証人について生じた事由の効力)

第四百五十八条 第四百三十八条、第四百三十九条第一項、第四百四十条及び第四百四十一条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由について準用する。